

令和2年度第8回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年11月10日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和2年11月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	土山 秋吉			
委員	3番	坂本 正祐	4番	徳永 章	5番 中嶋 英徳
	6番	石井 裕	7番	嶋田 正忠	8番 宮本 静子
	9番	木山 倫彦	10番	増岡 美知子	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 城戸 祐樹
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
10. 提 出 議 案

議案第31号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	荒廃農地の非農地判断について
	その他

吉田事務局長

それでは始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和2年度第8回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

まず初めに、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行いたいと思います。

このたび、長洲町農業委員会では、町内を腹赤区域、六栄区域、長洲・清里区域の3区域に分けて、農地利用最適化推進委員として今回御出席いただいている8名の方に委嘱のほうを決定しております。

それでは、濱北会長から委嘱状の交付を行いたいと思いますので、会長が席のほうまで参りますので、呼ばれた方はその場で御起立いただいて、受け取りをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず中村さんからお願いします。

濱北会長

委嘱状、中村建治様。長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱いたします。令和2年11月10日から令和5年10月30日。長洲町農業委員会会長、濱北圭右。よろしく申し上げます。

委嘱状、楠田源志様。以下同文。よろしく申し上げます。

委嘱状、池上春男様。以下同文でございます。よろしく申し上げます。

委嘱状、坂井隆浩様。以下同文でございます。よろしく申し上げます。

委嘱状、濱崎伸二様。以下同文でございます。3年間よろしく申し上げます。

委嘱状、木原大介様。以下同文でございます。よろしく申し上げます。

委嘱状、平木誠志様。以下同文でございます。3年間よろしく申し上げます。

吉田事務局長

なお、本日、六栄区域の城戸祐樹さん、体調不良により御欠席でございます。また出席の際に改めて御紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、新たな農業委員会体制ということで、本日18名の方、委員さん、推進委員さんの方含めておそろいという形になります。

改めまして、事務局の紹介とですね、もう人数が多いので、私のほうから後で委員さんと推進委員さんを御紹介させていただきますので、お名前を呼ばれたら、一言とか御挨拶のほうをよろしく申し上げます。

まず、事務局と農林水産課の職員、起立。

私、事務局長をしております吉田と申します。今年で3年目、事務局を預かっております。また、今度新たな体制ということで、皆さんと一丸となって、農業委員会の事務、あるいは農業振興等に力を注いでいきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

横にありますが、事務局の木原になります。

木原書記

事務局を担当しております木原と申します。5年目になります。また、皆さんには改選のときからいろいろとお世話になりました。

皆さんはですね、農業委員、最適化推進委員ということで、特別職の非常勤公務員という形になります。いろいろ農地のこととか聞かれると

吉田事務局長 前田書記	<p>思います。私たちが持っている情報は、農地のことに関しては、皆さんに何でも聞いていただければお伝えはいたします。皆様には守秘義務はありますが、どのようなことでも構いませんので、いろいろ地元から聞かれたこと等あれば、私のほうにいろいろと聞いてください。全ての事務を担当させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>それと、そちらのほうから、事務局の前田になります。</p> <p>事務局の前田です。今年の4月にこちらに参りまして、農林水産課と農業委員会の兼務ということで、今、勉強中でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
吉田事務局長	<p>それと農林水産課ですね、農業委員会じゃないんですけども、農林水産課で今、課長補佐を出席させておりますので、向かって左側のほうから紹介したいと思います。鈴木です。</p>
鈴木課長補佐	<p>農林水産課の課長補佐の鈴木といいます。私は7月1日からの途中でこちらのほうに異動となっております。以前は、熊本県民体育祭の社会体育のほうで、熊本県民体育祭のほうの事務局にございましたけど、コロナの影響でそちらが解散となりましたので、こちらに7月1日から異動となっております。よろしく願いいたします。</p>
吉田事務局長 大賀課長補佐	<p>続きまして、大賀です。</p> <p>大賀と申します。私は農林水産課は2年目となります。皆さんどうぞよろしく願いいたします。</p>
吉田事務局長 馬場課長補佐	<p>最後に、馬場です。</p> <p>こんにちは。私は馬場と申します。農林水産課は今年で7年目になります。どうぞよろしくお願ひします。</p>
吉田事務局長	<p>事務局を含めてですね、この体制で皆様方のサポート等をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、改めまして私のほうから、農業委員のまず皆様を御紹介したいと思います。</p> <p>まず、農業委員会会長の濱北会長です。</p>
濱北会長	<p>濱北圭右と申します。出どころは建浜区です。よろしく願いいたします。</p>
吉田事務局長 土山委員	<p>続いて、会長職務代理者の土山さんです。</p> <p>皆さん、おはようございます。清里、梅田の土山です。大体ですね、もう卒業する予定でしたが、変なところに座っております。3年間よろしくお願ひします。</p>
吉田事務局長 坂本委員	<p>続きまして、坂本さんです。</p> <p>宮野の坂本です。何も分かりませんので、よろしくお願ひします。</p>
吉田事務局長 徳永委員	<p>続きまして、徳永さんです。</p> <p>永塩地区を担当します徳永でございます。これまで推進委員としてやってきましたけれども、何も分かりません。よろしくお願ひいたします。</p>
吉田事務局長	<p>続いて、中嶋さんです。</p>

中嶋委員	腹赤地区の中嶋です。今年というか、今期が2期目ということになりますけど、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続きまして、石井さんです。
石井委員	六栄地区の石井です。よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	そちら側から、嶋田さんになります。
嶋田委員	上沖洲の嶋田です。担当地区は上沖洲と腹赤新町を担当します。今年で2期目になりますけども、今後ともよろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続いて、宮本さんです。
宮本委員	長洲上区の宮本といいます。初めてで皆さんについていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続きまして、木山さんです。
木山委員	清源寺の木山です。どうぞよろしくお願いいたします。
吉田事務局長	それと、委員の最後の増岡さんです。
増岡委員	おはようございます。増岡です。住まいは向野です。3期目になります。畑の学校をしている関係上、全然農家でもないのに推薦を受けてなりました、もう本当は2期したから卒業の予定でございましたけど、六栄校区が委員がいないということで、やむなくここに座っております。本当に何も分からないまましておりますけれども、皆さんの御協力で何とか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	ありがとうございました。
	続きまして、今、委嘱状を受け取っていただきました農地利用最適化推進委員の皆様を御紹介したいと思います。
	まず、腹赤区域から行きたいと思えます。中村さんです。
中村推進委員	平原と腹赤を担当しております中村です。場所は平原です。よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続いて、楠田さんです。
楠田推進委員	こんにちは。清源寺の楠田です。一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続いて、池上さんです。
池上推進委員	腹赤新町と上沖洲の担当になっております。なにもわかりませんが2期目になりますけど、まだまだ勉強不足です。よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続いて、長洲・清里区域担当になります。坂井さんです。
坂井推進委員	梅田の坂井です。2期目になりますが、引き続きよろしくお願いいたします。
吉田事務局長	続いて、濱崎さんです。
濱崎推進委員	長洲地区の濱崎伸二と申します。自営業でお店をやっているのですが、研修など不参加になることが多いですけれども、よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	最後、六栄区域担当になります。木原さんです。
木原推進委員	永塩地区の木原といいます。よろしくお願いいたします。

吉田事務局長  
平木推進委員

最後に、平木さんです。

平木でございます。担当は、折地、赤崎、高田と古城でございます。よろしく申し上げます。

吉田事務局長

なお、先ほど御紹介いたしましたけども、あと城戸さんがおられます。以上8名の方、またよろしく願いいたします。

それでは、これから3年間ですね、ここにお集まりの皆様で農業委員会業務のほうを勤めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定例会のほうを初めてまいりたいと思っております。

まず、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

濱北会長

皆さん、改めましておはようございます。

先ほど最適化推進委員の方に委嘱状をお渡しいたしましたけど、このメンバーで3年間勤めてまいります。定例会はもちろんのこと、その他、農地調査とか、いろいろ研修とかでございます。よろしく御協力のほどお願いをしたいと思います。

まず、今日初めて定例会の出席の方が約半数おられますので、まずお話をしておきたいことが、まずこの定例会に入りましたら、いろいろな内容が出てきますけども、厳粛に粛々と進めてまいりたいというふうに思います。それと、定例会の途中で、私語、自分の話はやめていただきたいというふうに思います。そして、定例会の途中で、何か質問ございますかという質問があったときは、手を挙げてはつきりと何番の誰々ですと伝えて発表をしてもらいたいというふうに思います。

最初から堅い話をすると、皆さんがちょっと緊張するかなと思いますけども、1回、2回と慣れてくれば大丈夫かなというふうに思います。最初こういう話をしたもんですから、ちょっと申し訳なく思いますが、3年間よろしく願いいたします。

吉田事務局長

それでは、本日の出席委員のほうは10名中10名、全員出席をいただいております。定足数に達しておりますので、総会は成立することをまず御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第32号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、8番宮本委員をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

吉田事務局長

1 ページです。議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

初めての方は、こちらが議案書になりますので、こちらの1ページをお開きください。

それでは、議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

まず、農地法第3条第1項につきましては、農地を農地として利用するための賃貸借や所有権移転等の権利移動、競売や公売、相続人以外への特定移譲によるものについては、農業委員会の許可を受ける必要がございます。こういった申請が3条の案件となります。

それでは、申請内容の御説明をいたします。

議案書の3、4ページ、受付番号が8番になります。上のほうに表がございますが、こちらのほうを説明します。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、長洲交番、北東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。

別のホッチキス止め、こちらの説明資料ですね。説明資料の1、2ページのほうを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積5,477㎡、農作業歴65年の経験があり、家族2人で作業を行っておられます。

申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、散布機1台、営農トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で1分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の利用に支障を与えることはないということです。また、農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守・協力するというところでございます。

以上、受付番号8番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、補足説明を農業委員の8番宮本委員にお願いをいたします。

宮本委員

場所は、国道501号線をフェリー乗り場のほうに向かって、途中の信号から曲がったところにあります。

申請者は兄弟であり、遠方に住んでいらっしゃることから贈与されたものです。

申請地は譲り受けた方の自宅の横であるものから、問題ないと思われ

ご審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員 推進委員の濱崎です。先ほど説明があったとおりで、ほかには問題ないかと思われま。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長 ありがとうございます。ないですね。

なければ、採決をします。農業委員の方だけが採決に加わりますので、農業委員の方の採決を採ります。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号、受付番号8番は、原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。5ページです。

議案第32号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 それでは、議案第32号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。今回対象地は1件、1筆、218㎡。

今回の対象地につきまして、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地となります。

現況につきましては、既に山林化をしており、農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないということになります。

なお、参考資料で3、4ページのほうに航空写真のほうを載せておりますので、参考までに御確認をいただければと思います。

以上、議案第32号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

木原推進委員

委員、推進委員の皆さんから何か質問等はございますでしょうか。何でも結構です。質問がある方は。何か質問ないですか。

推進委員というのですが、初めてなりましたけれども、そして初めての会議ということで今体験させていただいてるんですけども、以前は農業委員のみだったわけですけども、前回から推進委員という、補足というか、新しいあれがありましたけれども、そのところのちょっと違って、私たち推進委員はどういうことをしなければならないんですかねというのがちょっと分からないので、農業委員さんとの違いというんですか、仕事の分担というんですか、そういうのをちょっとお話しして教えていただければと思います。

木原書記

後で御説明する予定でしたけども、11月30日に県の農業会議から講師をお招きしてですね、農業委員会とは、農業委員会がすること、農業委員の役割、農地利用最適化推進委員の役割等の、研修会をする予定です。

そのときにまた詳しいお話はあると思うんですけど、この毎月の定例会につきましても、基本的に農業委員さんにしか議決権はありません。最適化推進委員さんについては、今回採決に参加されませんでしたけど、議決権がありません。

定例会の流れといたしまして、議案の説明のほうを事務局長から行っていただいた後、農業委員さんのほうにその補足説明をしてもらいます。最適化推進委員さんにつきましても、オブザーバー的な立場になりますので、意見を述べることができます。なので、会長のほうから、何か意見がありますかということでお伺いさせていただいています。

こちらの意見につきましても、農業委員さんが補足説明をされるのと同じように、定例会前に担当区域で案件があった際には、事前に私たち事務局と一緒にその現地を見に行きます。そのときにそこに例えば、今回は農地法の3条ということで、農地を農地として買う案件でしたけれども、ほかに、また後で説明しますけども、農地法の4条と5条というところで、実際に定例会では、3条、4条、5条の審議を大体主に行っています。

4条と5条については、農地を農地以外にすること、転用といいますけど、農地を農地以外にするための申請になります。その場合に例えば、農業委員さんと最適化推進委員さんに一緒に見ていただいて、ここに家が建つことととかで、例えば農業上、支障があるのかなのかというところの判断とか御意見を伺っているところです。

それが定例会の流れですので、推進委員さんにつきましても、そういう案件があったときに意見を伺っているところです。

ほかの市町村の農業委員会では、推進委員さんが参加していない市町村もあります。それは一番初めに申し上げましたとおり、議決権がないからです。ただ会議に参加するだけという、ちょっと極端な言い方ですけど、そうなってしまいます。



ただ、長洲町として、3年前ですね、最適化推進委員さんができましたけど、そうなってしまいますと、最適化推進委員さんと顔を合わせる機会が、この18人がですね、顔を合わせる機会が全くなくなるということで、一応もう毎回、農業委員の皆さん、最適化推進委員の皆さんに集まっていたところのが現状です。

最適化推進委員さんができた目的は、今、人・農地プランとか、地域の農業がだんだん農家の高齢化とか担い手不足で、なかなか地域の実情が分からないところがあるというのもありまして、その地域での現場活動をお願いするというのが、本当は最適化推進委員さんの業務の一番大きなところに掲げられています。

ただ、全部地域のことをですね、現場活動を最適化推進委員さんだけにお願いするのは、8人に対してすごい負担もかかりますので、そこは農業委員さんも一緒に参加するというのを3年前から取決めをしておりますので、基本的に農業委員さん、最適化推進委員さんの業務はいつも一緒だと思っていただいて構いません。

唯一違うのが、採決の議決権が違うだけですので、一番最初の会長の挨拶にもありましたとおり、一番大きなお仕事としては、年に1回、農地の利用状況調査といって、農地の全筆調査をしてもらっています。そこがちゃんと耕作されているか、ちょっと耕作されてなくて荒れかけているとか、もう山みたいに山林化しているとか、そういう判断をしてもらっていますけれども、そういうところはもう農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん関係なく一緒にしてもらっております。

なので、いろんな会議等とか研修会、こちらからお伝えすることにつきましては、農業委員、最適化推進委員、関係なくお伝えしておりますので、業務的には特別あまり変わりはないと思っていただいて結構です。以上です。

濱北会長

ちょっと今の件についてですね、一言付け加えますと、平成28年の4月に農業委員会法の改正があったんですよ。その改正で、今までは農業委員は選挙制度でずっと上がってきよったのが、選挙制度がなくなって、議会の承認を得て町長が任命するということに変わったことと、農業委員会の中に農業委員と別に推進委員をつくりなさいという法が決まったんですね。その法が決まったことに従って、この長洲町もちょうど3年前に法の改正から、最適化推進委員を8名、農業委員を10名というふうに持ってきたわけです。大きな変わり方といたしましては、法の改正からこういうふうになってしまったということです。

いいですか。ほかにありませんか。何でも結構です。

楠田推進委員

この非農地にする場合は、自分で申告せなんでしょうか。それとも、基準か何かあるとですか。

木原書記

基本的には、農地の利用状況調査をしてもらっていますよね。そのB分類判定に、山林みたいにもう木が生い茂ってて、どうしても絶対農地

楠田推進委員  
木原書記  
楠田推進委員  
木原書記  
楠田推進委員  
木原書記  
楠田推進委員  
石井委員  
木原書記  
石井委員  
木原書記

に復元できない、トラクターですくだけとか、モアでカットしても無理  
って、木が植わっててというのは、基本的にはB分類に判定された農地  
は、年内に非農地にしなさいっていう通知が来てます。

楠田さんも2期目ですので、これまでの定例会とかで分かっておられ  
ると思いますけど、夏頃に非農地で、今年4haぐらい審議したと思うん  
ですけど、あれは私たち主導です。こっちが一回意向を出しています。  
もうその地区を限定してとか、こっちからどうしますかという案内を投  
げました。100%の回答が返ってきたわけではありません。

ただ、逆に個人からの申請も受け付けてはいます。個人で申請されて  
も構いません。そこがB分類だったり、現地を見に行っ、本当に山林  
みたいな形で農地に復元できないとなれば、このように定例会のほうで  
審議してもらいますので、どちらでもできます。私たち主導でしている  
場合と個人から出てくる場合と2パターンあります。

個人でする場合は、事務局に出てくればよかと。

申請書を出してもらえれば大丈夫です。

申請書が要る。

はい。

申請書は事務局にある。

あります。

分かりました。

農振のかかっとは、どがんとなつとつとですか。

農業振興地域でしょうか、俗に言う青地とは別。

青字というのが、ちょっと私、分かりません。

長洲町の中には、農業振興地域と都市計画地域、二つに分かれていま  
す。まず、全体的にですね。都市計画地域については、基本的にはもう  
都市化するという事なので、今後、転用とか、4条とか5条の農地転  
用とかについては、基準がすごいハードルが低いです。それ以外の地域  
が全て農業振興地域になっています。基本的に農業の振興をするための  
土地が集まった土地になっています。その中に俗に言う青地という土地  
があります。青地というのは、圃場整備をした地区とか、1筆1筆ずつ  
で定めています。町のほうで。青地については、基本的に農地転用はで  
きないということです。

なので、農業振興地域だけで言うなら、長洲町はもう農業振興地域と  
都市計画地域の二つしかないというだけです。農業振興地域の中に青地  
というのがあって、その青地が圃場整備とか、鷺巣で言うならば、ちよ  
うど石井委員宅の前、多分皆さん、多面の活動に入っておられると思う  
んですけど、多面の活動をされている土地は基本青地が限定なので、そ  
こが青地、それ以外を俗に言う白地と言っています。

鷺巣の場合は、あそこは全部青地になるんですか。

大体、石井委員宅の前は青地になりますね。あそこは、ずらっと上の

石井委員  
木原書記

吉田事務局長

ところから、下まで。

次回、地図ば。ちょっと次回ですね、なかなか口だけで言ってもイメージが沸かないと思うので、図があるんですよ、長洲町全体で都市計画区域がここと、今、木原が言った農業振興地ですね、その農業振興地域のまたさらに中に農用地区域っていう農業専用の区域、いわゆる青地というのがありますので、一遍地図をお配りしたいと思います。

そこを見ていただくと、大体どの辺りが農振で、分かりやすく言うと、大体ですね、旧長洲と工業団地辺りが一般的に都市計画区域です。六栄、腹赤とかは全部、農業振興地域なんです。

木原書記

腹赤は少しあります。腹赤は一部あります。

吉田事務局長

腹赤は一部都市計画が入っていますが、要は農業振興地域だけでも、当然その中に宅地があったりはあるんですけど、その中でも農業専用という特定の区域を法律上、長洲町で設定してあるのが、今、木原が言った青地、農用地区域と。そこで基本的に農業の事業をやっていくというような感じになっております。そういった区分けがありますので、またそれは地図を見ていただいたほうが早いかと思いますので配りたいと思います。

木原書記

次回、都市計画の地図と農用地区域、俗に言う青地の地図は皆さんのほうにお配りします。

徳永委員

農業委員の中にですね、認定農業者が5名ですか、長洲の場合は。

木原書記

6名です。

徳永委員

6名ですかね。ということになりますと、今、永塩地区を考えてみてですね、認定農業者が8名ですかね、70歳以上が5名おられるんです。ということになりますと、3年先は今度は結局また年ば取るわけですから、認定農業者が6名ということですけど、同じ人間がずっと続くのか、交代交代するのか、そういうことになってくるんじゃないかと。結局、それは皆さん、どういうふうにお考えか。

木原書記

3年後の改選のことはちょっとあれなんですけど、基本的に改選に当たって、認定農業者は基本的にはどの地区からでも構いません。町内から6人出ればいいんです。

認定農家が6人出なかった場合は、例外要件というのもないことです。長洲町が使えれば。前回の委員さんのときには、当初スタート、農業委員の中に認定農家は5人しかいませんでした。ただ、例外要件を活用して、認定農業者に準ずる人ということが使えたので、それを入れると7名だったので、一応、法の要件は満たしたんです。

なので、次回3年後の改選のときに認定農家が、今から認定農家が増えるか減るかは分かりませんが、そこはもうまた3年後、どのように地区割りをしたほうがいいのか、出していただけたところからまず認定農家を出していただくのか、そこは認定農業者協議会などと協力しながら進めていくところなので、ちょっとまだ私たちも事務局としても、

吉田事務局長

次が地区割りにするのか、協議会と協力してするのか、その辺のところは考えていくところなので、今はちょっとすみません、答えは出せないところですよ。

今回再任された方には少しお話をしていると思いますけども、先ほど濱北会長からもあった、昔が選挙制で全部地区割りだったんですよね。地区から立候補していただいてやっていたのが、法の改正を受けて、その法律の要件の中に過半数が認定農家で占めなさいと、基本ですね、というような法律改正になっています。

これは意図としては、認定農家さんが中心となって農業委員会を進めていきなさいというような法律の趣旨、一番農業を中心的にやられている方々がこの農業委員会の中に入ってというのが法の一般的な趣旨です。なので、そういう設定になっています。

先ほど徳永委員が言われたように、そこを長洲町に当てはめてみると、大体今、認定農家の経営体が50弱、その中から要は6経営体は出ていただきたいというような形になってきたときに、地区で考えると今言われたような続けて誰かせなんとかという話になります。なので、できるだけ私たちも認定農業者の協議会とかありますので、そちらのほうと話をさせていただきながら、今後、農業委員さんをどういった形で推薦いただくか、今回皆さんが御経験したように、非常に苦労しながら何度か出させていただいているのが現状です。

なので、農業委員会と認定農家というのは、もう今、密接につながっているということをまずは認定農家の方々にやっぱり御理解していただきながら、じゃあ、どういった順番でどういったもので入っていくのかというのをうまく話をしていかなきゃいけないなど。そういったものを3年間議論してですね、来期のほうにつなげていきたいと思いますので、またここにいらっしゃる認定農家の方も含めて御協力をいただければというふうに思います。

木原書記

改選に大体1年ぐらい時間を費やしました。もちろんそれは1年前から皆さんに、まず今の委員さんたちとの話から始めたのが1年前ですので、実際はもう農業委員は町内全域から選んでいいし、最適化推進委員さんは、腹赤と六栄と長洲・清里の三つの区域に分けている、その区域の中から選ばばいいというだけになってますけれども、幾らこの狭い長洲と言えど、やっぱり地区の偏りがなければいいと思いますので、改選のときはまた皆さんとお話ししながら進めていきたいと思います。

濱北会長

いいですか。ほかにございませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ないようでしたら、事務局のほうから連絡事項等がありましたら、お願いします。

(その他事務局説明)

1. 農業委員及び推進委員の連絡先の確認について
2. 農業委員及び推進委員の担当地区について
3. 今後の定例総会の日程及び開始時刻について
4. 活動日誌について
5. 全国農業新聞の購読について
6. 委員積立について
7. 新農業委員及び農地利用最適化推進委員の備品について
8. 農業委員会業務研修会及び意見交換会について

濱北会長

それでは、これをもちまして、令和2年度第8回農業委員会定例会総会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前11時15分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印